



Title	「アーキビストの職務基準書」の作成経緯と概要
Author(s)	伊藤, 一晴
Citation	
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/71450">https://hdl.handle.net/11094/71450</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka



## はじめに

- 1 「アーキビストの職務基準書」の作成経緯
- 2 「アーキビストの職務基準書」の概要
- 3 「アーキビストの職務基準書」にみる公文書館機能  
-平成30年度全国公文書館長会議事前アンケートから-

## おわりに

昭和34年(1959) 山口県文書館開館  
昭和46年(1971) 国立公文書館開館  
昭和60年(1985) 大阪府公文書館開設

- 平成10年(1998) 山口県文書館: 研究員  
※平成16年(2004) 全史料協第30回全国大会(山口県)
- 平成17年(2005) 山口県教育庁文化財保護課  
※平成18年(2006)4月1日 組織改編により社会教育・文化財課  
※平成21年(2009)7月1日 公文書等の管理に関する法律成立
- 平成23年(2011) 山口県文書館: 専門研究員  
※平成23年(2011)4月1日 公文書等の管理に関する法律施行  
※平成24年(2012) 大阪大学アーカイブズ開設
- 平成29年(2017) 国立公文書館: 公文書専門官

はじめに

1 「アーキビストの職務基準書」の作成経緯

2 「アーキビストの職務基準書」の概要

3 「アーキビストの職務基準書」にみる公文書館機能

-平成30年度全国公文書館長会議事前アンケートから-

おわりに

# 「アーキビストの職務基準書」の作成経緯①

## 趣旨

我が国における公文書館及びこれに類する機関（以下「アーカイブズ機関」という。）並びに公文書を作成する機関（以下「公文書作成機関」という。）におけるアーキビストの職務とその遂行上必要となる知識・技能を明らかにし、アーキビストの専門性の確立とともにその養成と社会的な地位の向上を図るため、アーキビストの職務基準書を定める。

職掌	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
保存																				
利用																				
利用の促進																				

<http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/syokumukijunsho.pdf>

○平成 26 年

国立公文書館において、アーキビストの職務基準書に係る検討に着手。

○平成 28 年 3 月

「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想（平成 28 年 3 月 31 日国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議）を公表

（抜粋） 3. 国立公文書館に求められる各機能の方向性（6）人材育成機能【今後の展望】④ 資格制度の確立に向けた検討

我が国全体としての人材の充実の観点では、文書管理に関わる人材をめぐる海外の動向なども踏まえつつ、これからの時代に求められる人材像を明確にするとともに、公的な資格制度を確立することも有効な手段と考えられる。資格制度の検討に当たっては、民間企業も含めたアーカイブズの保存と利用に通じた人材に対する潜在的なニーズの掘り起こし等により、人材の「受け皿」の確保を図る必要がある。

○平成 28 年 11 月

国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議において、館から「アーキビストの確保・育成の構想」を説明

○平成 29 年 2 月

「公文書管理法施行 5 年後見直しの対応案」（平成 29 年 2 月 21 日公文書管理委員会資料）

（抜粋） 3. 人材育成・体制強化（3）公文書館等の人材育成及び体制強化

国立公文書館において検討を進めている専門職員の「職務基準書」が人材の育成及び確保につながるよう、有効活用方策を検討する必要がある。

＜具体的取組＞

- 「職務基準書」を踏まえて、具体的職務に応じた研修を整備する。
- 上記研修を受講した場合に単位に認定する等、高等教育機関との協力体制を構築する。
- 専門職員の信頼性・専門性を確保するため、国立公文書館などの公的機関による認証制度を設けることを検討する。

○平成 29 年 5 月

国立公文書館において、有識者による「アーキビストの職務基準に関する検討会議」を組織、検討を推進。

○平成 29 年 12 月

国立公文書館において、上記検討会議における検討結果を踏まえ、アーキビストの職務基準書（平成 29 年 12 月版）をとりまとめ。

# 「アーキビストの職務基準書」の作成経緯④

- 「アーキビストの職務基準書（平成 29 年 12 月版）」を作成後、全国の公文書館等及びアーカイブズ関係団体と、平成 30 年 9 月末まで意見交換を実施

2月20日 日本歴史学協会国立公文書館特別委員会（於当館）

6月8日 全国公文書館長会議（於東京都）

6月14日 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（以下「全史料協」という。）総会（於岡山県）

6月21日 企業史料協議会（書面にて意見提出）

6月22日 全史料協近畿部会例会（於京都府）

6月30日 日本アーカイブズ学会研究集会（於東京都）

8月23日 全史料協関東部会定例研究会（於当館）

9月25日 記録管理学会例会（於東京都）

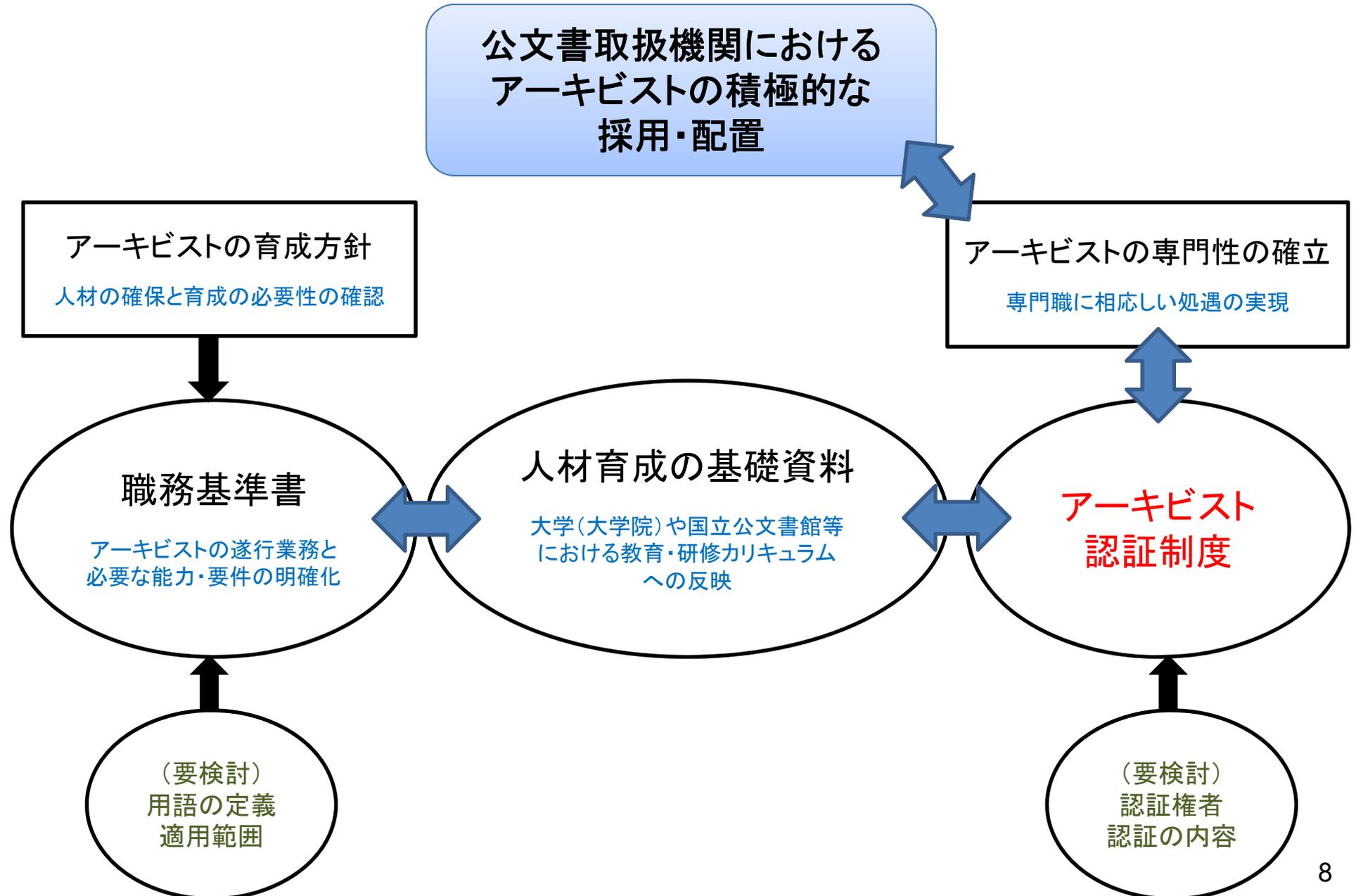
※この他に、9月19日に日本学術会議史学委員会歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会との意見交換を当館において実施。

- 10 月以降、当館において有識者による「アーキビストの職務基準に関する検討会議」を 2 回開催し検討を進め、12 月に最終確定。

- 平成 31 年 1 月、館ホームページにて確定版を公表。

<http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/syokumukijunsyo.pdf>

# アーキビストの確保・育成の構想



はじめに

1 「アーキビストの職務基準書」の作成経緯

2 「アーキビストの職務基準書」の概要

3 「アーキビストの職務基準書」にみる公文書館機能  
-平成30年度全国公文書館長会議事前アンケートから-

おわりに

## 1 アーキビストの使命

アーキビストは、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職であり、組織活動の質及び効率性向上と現在及び将来の国民への説明責任が全うされるよう支援するとともに、個人や組織、社会の記録を保存し、提供することを通して、広く国民及び社会に寄与することを使命とする。

## 2 アーキビストの倫理と基本姿勢

アーキビストは、その使命を果たすにあたって、「アーキビストの倫理綱領」(Code of Ethics, International Council on Archives ,1996年9月6日第13回ICA北京大会総会採択)を踏まえて職務を遂行する必要がある。

また、アーキビストは、常に公平・中立を守り、証拠を操作して事実を隠蔽・わい曲するような圧力に屈せず、その使命を真摯に追求するとともに、自らの職務に対する高い倫理観と誇りを持ち、継続して研鑽する姿勢を堅持する。

## 3 アーキビストの職務

アーキビストが担う職務は、(1)評価選別・収集、(2)保存、(3)利用、(4)普及の4つに大別される(別表1参照)。

## 4 必要とされる知識・技能

アーキビストが職務を遂行する上で必要とされる知識・技能を以下のように整理する。

- (1) 基礎要件
- (2) 職務と遂行要件
- (3) 職務全体に係るマネジメント能力

## 4 必要とされる知識・技能

### (1) 基礎要件

- 公文書等に係る基本法令の理解
- アーカイブズに関する基本的な理論及び方法論の理解
- 関連諸科学に関する知識
- 資料保存に関する理解
- デジタル化・電子文書・情報システムに関する知識
- 調査研究能力

## (2) 職務と遂行要件

- 職務と遂行要件の対応表(別表1)

アーキビストの職務と遂行上必要となる要件の対応関係を示した。

- 職務の内容とその遂行要件(別表2)

アーキビストの職務の内容と遂行上必要となる要件を示した。

- 遂行要件の解説(別表3)

アーキビストの職務遂行上必要となる各要件について解説した。

## (3) 職務全体に係るマネジメント能力

アーキビストが職務を遂行する上で一般的に備えるべきマネジメント能力は以下のとおり。

- ・ 職務全体を俯瞰して、専門的知見から基準・方針・計画等を立案し、また調整を行うことができる。
- ・ 各職務の最適化を考えて、計画、実行、検証、改善を継続的に行うことができる。
- ・ 潜在する他の問題を発見し未然に防止するよう対策を行う。また発生した問題への対策を立案し、関係者の協力を得ながら実施することができる(例:自然災害や事故発生時)。

なお、上記(1)～(3)の必要とされる知識・技能の前提として、アーキビストにはその職務遂行上、コミュニケーション能力、組織・チームで働く力、主体的な行動力、問題解決能力、自己管理能力、継続的な学習能力、最新技術への適応能力が求められる。

## 5 備考

本基準書は、公文書管理に係る社会規範の変容や情報技術の進展等を踏まえ、必要に応じて改訂する。

はじめに

1 「アーキビストの職務基準書」の作成経緯

2 「アーキビストの職務基準書」の概要

3 「アーキビストの職務基準書」にみる公文書館機能  
-全国公文書館長会議事前アンケートから-

おわりに

# 「職務基準書」にみる公文書館機能①

公文書館等名	担当者職名・氏名	連絡先
		【Tel】 【Email】

「[アーキビストの職務基準書（平成29年12月版）](#)」（以下、「基準書」という。）について、より良い人材育成の基礎資料とするため、全国の歴史公文書等を取り扱う機関の実態、および理想とする姿を踏まえた修正を検討しております。つきましては下記の設問1～4にお答えください。

設問1) 基準書に示した23の職務に関して、貴館職員（常勤・非常勤、職種等は問いません）が実施しているか否かについて、貴館の実態に即して回答欄に○×をご記入ください。

※「概ね実施している」場合は「○」を、「実施していない」場合は「×」をご記入下さい。

※「概ね実施している」とは、記載内容の半分程度以上の内容を実施しているものとします。

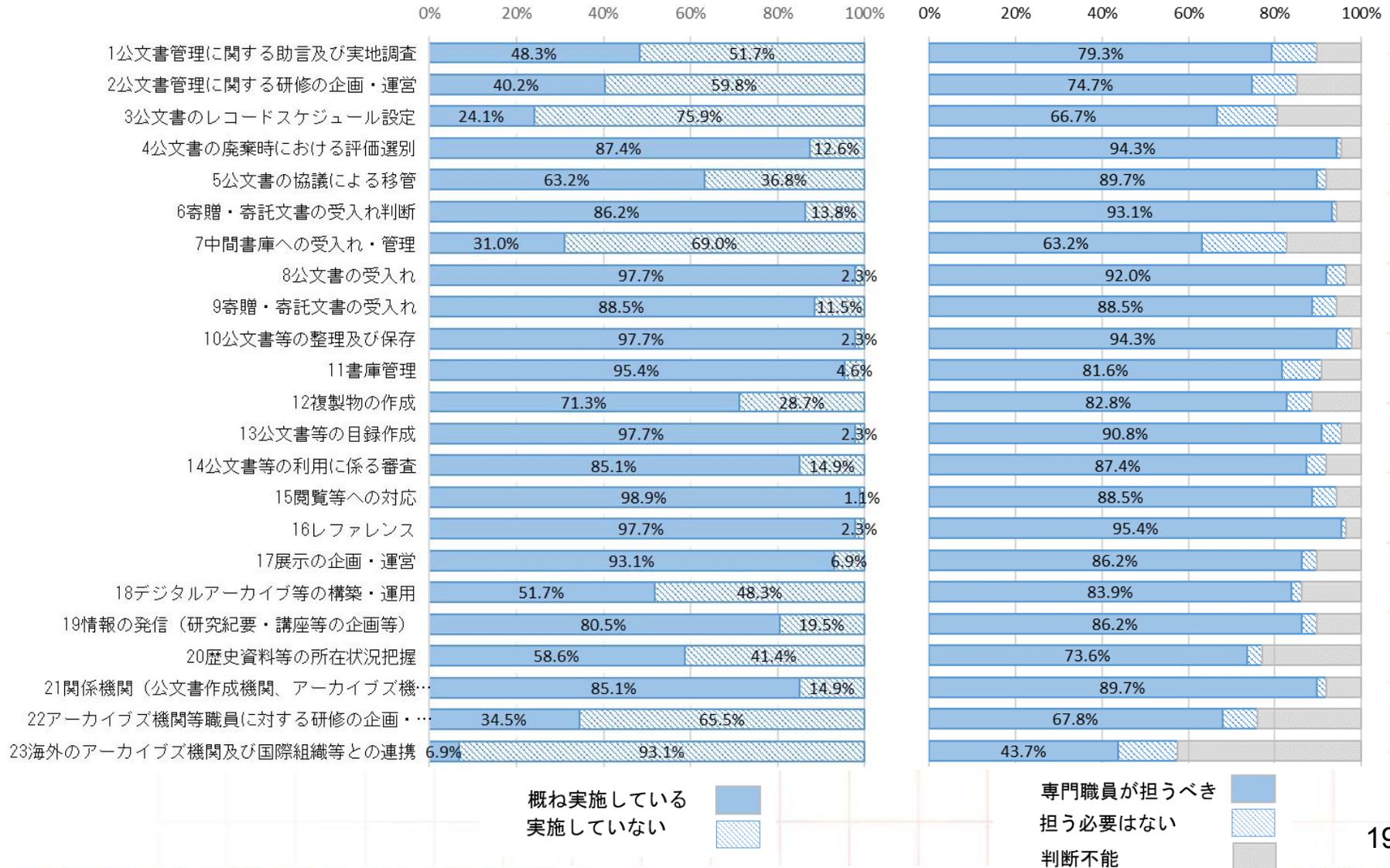
職務（小分類） ※職務の内容については基準書(P7～17)をご覧ください。		回答欄	自由記述欄 (左記回答の補足等)
1	公文書管理に関する助言及び実地調査	概ね実施→○ 実施なし→×	
2	公文書管理に関する研修の企画・運営		
3	公文書のレコードスケジュール設定		
4	公文書の廃棄時における評価選別		
5	公文書の協議による移管		

# 「職務基準書」にみる公文書館機能②

全体

設問1 実施の有無

設問2 専門職員（アーキビスト）が担うべきか



はじめに

1 「アーキビストの職務基準書」の作成経緯

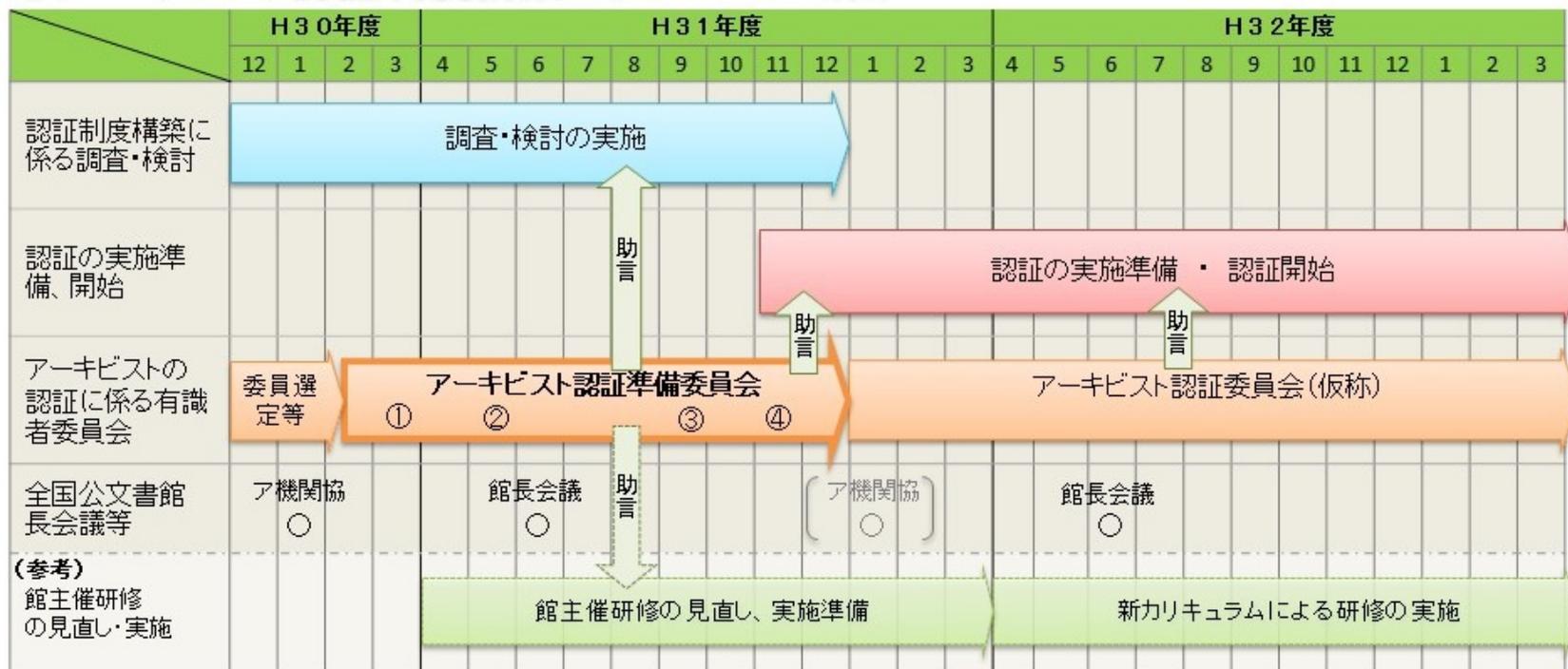
2 「アーキビストの職務基準書」の概要

3 「アーキビストの職務基準書」にみる公文書館機能  
-全国公文書館長会議事前アンケートから-

おわりに

# おわりに -今後の取組について-①

## ○アーキビスト認証制度構築スケジュール(案)



【参考】「アーキビストの職務基準書」に関する取組

	12	1	2	3
職務基準書の確定、公表・周知	確定	公表・周知		
職務基準に関する検討会議	○			
H31年度研修カリキュラムへの反映		職務基準書を踏まえた見直し		

### 認証制度構築に係る調査・検討

- ・論点
  - 名称、認証対象、認証方法、有効期間・更新方法等
- ・調査・検討の実施
  - 参考となる認証事例・既存資格制度等の調査
  - 職務基準書を基に認証方法等を検討

### 認証の実施準備、認証開始

- ・認証の実施準備
  - 規程等の整備、認証制度の周知
- ・認証の開始
  - 申請者に対する認証実施

※館主催研修の見直しも並行して検討する。  
※認証実施後も必要に応じて制度を見直す。

平成31年3月11日 アーキビスト認証準備委員会(第1回)

【委員】

大友一雄	日本アーカイブズ学会会長 *
小谷允志	ARMA International 東京支部顧問
定兼 学	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会長 *
高埜利彦	学習院大学名誉教授
松岡資明	ジャーナリスト
福井仁史	独立行政法人国立公文書館理事 *
保坂裕興	学習院大学教授
渡辺浩一	国文学研究資料館教授 *

(平成31年3月4日現在、敬称略、五十音順。\*は各組織・団体からの推薦者)

ご清聴ありがとうございました